

令和7年度大手前通りイルミネーション事業実施業務委託要求水準書

第1章 総則

1. 目的

令和5年度から始まった Himeji 大手前通りイルミネーションは、3年目を迎え、姫路の冬の風物詩となりつつある。

本事業は、大手前通りのにぎわいを創出するとともに姫路市の中心市街地の活性化を進める上で必要な事業となっている。

大阪・関西万博が終了後も引き続き国内外問わず姫路への誘客を図り、滞在型観光を推進するとともに、「出会いのまち姫路」にふさわしいデートスポットとしての定着を図る。

2. 業務名称

令和7年度 大手前通りイルミネーション事業実施業務（以下「本業務」という。）

3. 委託期間

委託契約日から令和8年3月31日（月）

4. 発注者

姫路市

5. 実施箇所

姫路市駅前町地内外（姫路駅前広場から姫路市道幹第1号線（以下「大手前通り」という。）、大手前公園の一部（以下「大手前公園」という。）、家老屋敷跡公園の一部（以下「家老屋敷跡公園」という。）

（詳細範囲は、別紙2「令和7年度大手前通りイルミネーション事業実施業務委託【イルミネーション対象範囲及び電気設備平面図】」に記載）

6. 配置技術者

- (1) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有しデザイン設計から撤去までの業務を統括する業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出により発注者に通知すること。
- (2) LED等器材取付、撤去及び維持管理等現場を統括する現場責任者を配置すること。
- (3) 業務担当責任者と現場責任者を兼務することはできない。
- (4) 仮設を含む設置、撤去及び管理において、関係する法律に基づく技術者を配置する

こと。なお、業務着手時、必要となる資格について、資格証の写しを発注者に提出し、確認を受けること。

- (5) 業務担当責任者と現場責任者は、実証実験時には必ず臨場すること。

7. 事業実施に係る留意事項

- (1) イルミネーション、ライトアップ器材については、発注者が保有する器材を使用することができる（詳細は、参考資料1「大手前通りイルミネーション保有機器一覧」に記載）。また、受託者が提案内容を実現するために必要な器材を追加で調達できる。ただし、本業務受託者が提案内容に基づき購入した器材は、撤去完了後、発注者の所有となる。

- (2) イルミネーション期間中、新たな目的地の創出と回遊性向上を目的として、大手前通り一部歩行者天国（最大範囲：大手前交差点から姫路城前交差点区間）の実施を予定している。

歩行者天国実施の際は、大手前通り及び家老屋敷跡公園を最大限活用した、実現可能性を踏まえた魅力的でインパクトのある光の演出を行うとともに、同時に実施されるイベントに協力、連携すること。ただし、演出内容は関係機関との協議のうえ決定する。なお、歩行者天国は8. (5)に記載の点灯セレモニーも含め、イルミネーション期間中4回程度の実施を予定している。

- (3) 樹木などへのLEDの設置については、信号機の赤、青、黄と誤認しない色を使用すること。また枝に取り付けたLEDが信号に重ならないこと。
- (4) 色の変化等を伴う演出の場合は、車両等の運転手の視線を誘導しないものであること。また周辺施設に対しても光害を考慮し、不快なグレア（眩しさ）のない光とすること。
- (5) 家老屋敷跡公園にある桜木について、LEDストリングスを直接巻き付ける等の樹木を傷める装飾は禁止する。ただし、桜木を傷めない装飾を行う場合は、この限りではない。
- (6) 屋外において、イベントを実施するためのサイン等を表示または設置する場合やプロジェクションマッピングで屋外広告物に該当する映像を投影する場合は、姫路市屋外広告物条例が適用されるため、基準に適合したものとすること。条例により広告物の設置等が制限される場合があるほか、広告物の設置等に係る手続きを必要に応じて行うこと。

広告物の設置等の手続きにおいては、本市の景観所管部署との調整について、本事業の所管課である産業振興課も実現に向け共同で協議を行うが、提案内容により、実現できない場合がある。その際は、発注者と受託者との協議の上、実施内容を変更することがある。

- (7) 資器材の設置、撤去が適切に行え、関係法令、基準を踏まえた実現可能性のあるデ

ザインとすること。

- (8) 大手前通り、大手前公園及び家老屋敷跡公園は、什器、器材設置に伴う杭打ち等を行わないこと。ただし、植栽帯に設置する立入禁止のための杭は、この限りではない。
- (9) その他留意すべき事項については、別紙1「大手前通りイルミネーション事業《提案者向け資料》」をよく確認すること。
- (10) 大手前通りの白銀交差点から姫路城前交差点までの区間にあるクスノキには、万博期間の大手前通りイルミネーション（令和7年4月13日～同年10月13日実施）で使用したLEDが残置される予定であるため、本業務においては継続して使用すること。（詳細範囲は、別紙9「令和7年度大手前通りイルミネーション事業実施業務委託【事業開始時の機材残置対象範囲】」に記載）

8. 業務内容

(1) イルミネーション、ライトアップ基本計画書の作成

- ア 選定された提案に基づき、ベースとなる基本計画書を作成すること。
- イ 基本計画書の作成にあたっては、事前に本業務に必要な既存図面の活用や現況調査等により現地の状況を十分把握するとともに、発注者と十分な協議、調整のうえ作成すること。基本計画書には、コンセプト・テーマ、業務工程、使用器材などを明確に示すこと。
- ウ 発注者より修正意見等が出された場合は、その意見を踏まえ、再度基本計画書を作成すること。
- エ 本業務で使用するイルミネーション、ライトアップ等の装飾、照明器材は全てLEDを使用し、環境負荷低減を前提に基本計画書を作成すること。
- オ 基本計画書の内容は、姫路市都市景観照明ガイドラインに基づいたものとする。
- カ 大手前通り、姫路城周辺は、姫路城を景観核としたまとまりのある光環境が必要なエリアであり、使用するLED等の色の選定においては、関係機関による制約があるため、計画作成にあたっては、事前に発注者や関係機関と調整を行うこと。また、必要に応じて現場協議にも同席し、十分に協議、検討を行った上でデザイン等の資料を作成すること。

(2) 実証実験

- ア 大手前通りの樹木の一部にて、監修者による出来栄確認、通行車両への視界影響等を検証するため、実証実験を実施するものとする。なお実証実験は、警察、関係機関等立会のもとで実施する予定であり、警察等との協議、指導により、再度の実験が必要となる場合がある。
- イ 基本計画に基づき、実証実験を行うこと。なお実証実験は、原則1回とする。

ウ 発注者、警察等の立会確認による意見や改善提案を整理検討の上、その結果を報告書として作成し提出すること。

エ 受託者は、発注者が指示する期間に実証実験を行わなければならない。

オ 実証実験の実施に際し、警察、関係機関に対し必要な申請手続き書類を作成すること。

カ 本要求水準書及び図面に示されていない事項についても、技術上または実証実験実施上、当然必要と認められるものは、発注者の指示に従い受託者によって実施すること。

キ 実施時期、実施場所等詳細は別紙3「大手前通りイルミネーション事業実証実験要領」に記載する。

(3) 実証実験の結果報告

ア 実証実験実施後14日以内に、結果について発注者に対して報告を行うとともに、現地作業の計画に役立てること。

イ 実証実験を通して解決した課題と新たに明らかになった課題について、その解決方針をよく整理の上報告すること。

ウ 報告において、発注者の意見及び警察等関係機関との調整の結果、修正指示があった場合は、その意見を取り入れたものに変更すること。

(4) 詳細計画書の作成（現場着手の3週間前までに提出すること。）

基本計画及び実証実験を踏まえ、関係機関と協議の上、最終的なイルミネーション、ライトアップ等の詳細計画書を作成するものとする。詳細計画書は、以下に示す事項について、整理、作成すること。

ア イルミネーション、ライトアップ等デザイン図

資料の作成に際しては、発注者及び関係機関と十分な調整を行いながらデザイン、演出の具現化を図ること。

イ 概要平面図（器材等配置計画）

樹木や植栽帯のイルミネーション、モニュメントのライトアップにかかるLED等の色、樹木1本、モニュメント1箇所あたりの球数等が記載された資料を作成すること。

ウ 詳細図面

（ア）取付に必要となる図面一式（平面図、断面図、取付詳細図、配管・配線計画図等）を作成すること。

（イ）実証実験を踏まえて、樹木1本当たりの取付け金具、LED等の色、形、取付位置や設置手法など説明図となる資料を作成すること。

（ウ）各分電盤、コンセントからの配線（架空配線、転がし配線）が記載された資料を作成すること。

エ LED ストリングス、ライトアップ器材等仕様書

(ア) 購入、使用予定の器材等仕様書一式を提出すること。

(イ) 使用する LED スtringス、ライトアップ器材等は、屋外での使用に耐えるもので、下記の条件を満たすものとする。

(条件)

- ・ 電源：100V
- ・ 消費電力：0.08W 以下（1 球あたり）
- ・ 絶縁性能：水没状態で 1MΩ 以上とすること

オ 数量計算書

点灯に必要な電線、電線管、LED スtringス、その他必要材料に係る数量表を作成すること。なお、数量表作成に際しては、現地調査を必ず実施して、樹木（大きさ、形状等）及び周辺施設等について現況の把握を行うこと。

カ LED 取付、ライトアップ器材設置計画（足場等の仮設計画含む）

イルミネーション、ライトアップ設置、撤去時の安全対策資料（交通規制図）の作成を行うこと。

キ 維持管理計画書

ク 加重計算書（イルミネーション等設備取付に伴う安全性の照査を含む）

ケ フォトモンタージュ、パース（パース：広報用のポスターやパンフレット等に画像として使用するため、解像度 350dpi 程度とし、B1 ポスターの作成に耐えうるものを 5 点以上）（8 月中旬までに提出すること。）

コ その他本事業実施に際し必要なもの。

(5) いい夫婦の日を絡めた点灯セレモニーの歩行者天国上での実施

例年、本事業は「いい夫婦の日（11 月 22 日）」から点灯を開始しており、同日、いい夫婦の日と絡めた内容で点灯セレモニーを実施している。また、令和 6 年度は本事業実施期間中の 4 日間（令和 6 年 11 月 23 日（土）、24 日（日）、12 月 21 日（土）、22 日（日））に歩行者天国を実施した。

今年度は 11 月 22 日（土）、23 日（日）、12 月 20 日（土）、21 日（日）の 4 日間に歩行者天国を予定している。

点灯開始日でもある 11 月 22 日（土）には別紙 6「令和 6 年度点灯セレモニー運営業務」及び別紙 7「令和 5 年度・6 年度点灯セレモニー概要」を参考に歩行者天国内で点灯セレモニーを実施し、著名人の招聘や「いい夫婦の日」に関連したイベント等の開催により歩行者天国エリア内への誘客を行うこと。また、当該エリア内で人の滞留が起こらないよう、警備計画を作成し、来場者の安全を確保するための警備員を手配すること。

なお、交通規制のために歩行者天国エリアの端々に配置する警備員は発注者が手配する。また、当日は大手前公園で姫路食博が開催される予定となっている。

《令和 7 年度 点灯セレモニー概要》

日時：令和7年11月22日（土）17：20～18：00

場所：歩行者天国実施エリア（大手前通りの一部（大手前交差点から姫路城前交差点）

(6) 歩行者天国実施中の特別演出

歩行者天国エリア内の道路上及び家老屋敷跡公園において行うフルカラーLEDを最大限活かした通常とは異なる特別な光の演出を実施すること。

(7) LED、照明器材等取付、撤去作業

本事業に係るLED、照明器材等取付、保守管理、点灯、撤去の一切の作業を行うこと。

なお、イルミネーション点灯期間は以下を予定している。

・実施期間：令和7年11月22日（土）～令和8年2月22日（日）（予定）

・点灯時間：17:00～22:00 ※週末・祝日などは24時まで（予定）

LED、照明器材等取付、撤去作業は、基本設計及び実証実験の結果により作成した詳細設計に基づき、関係機関等との調整を踏まえ作業を実施すること。

ア 作業内容

(ア) 現地事前調査

- a 受託者は、作業に先立ち、現地の状況等について綿密な調査を行い、現地を十分把握した上で作業を開始しなければならない。
- b 枝の張り方、樹高、周辺建築物や信号機等との取り扱いなどで作業が難しい樹木が多数存在するため、作業方法及び工程の検討にあたっては、現地の状態を十分に配慮すること。

(イ) LED、ライトアップ各資器材の運搬、設置、配線

- a 現地作業期間は、設置については、令和7年8月初旬から点灯日の前日まで、撤去については、点灯終了日から令和8年3月下旬までを見込んでいる。
- b クスノキ、イチョウ等高木、モニュメントへの作業に際しては、緑化テープ、しゅろ縄、バインド線等の柔軟な材料を使用し、器材等を適切かつ確実に固定するとともに、樹木を傷つけないよう十分に配慮すること。
- c 固定に当たっては、点灯期間終了後も撤去完了までの期間に器材が落下等しないよう十分に配慮すること。
- d 設置器材、固定等に用いる資材は、樹木、モニュメント等に近い色のものを使用する等、昼間、夜間両方の景観を損なわないよう十分に配慮すること。
- e 樹木への取付、撤去作業で使用する高所作業車は、作業内容をよく精査して必要台数を見込んで価格提案すること。なお、高所作業車に係るオペレーター費、燃料費等必要経費は、委託費に含まれているものとする。

f 高所作業車は、車道、歩道上に配置して作業を行うが、歩道に高所作業車を配置する場合は、歩道を規制して歩行者の迂回路を確保することとし、高所作業車の動作時には、歩行者の安全を確認するための人員を配置すること。なお、交通規制の範囲と方法についての詳細は、警察協議等により定めるものとする。

g イルミネーション実施期間中は、別途雑踏警備を目的とした自主警備業務を行う予定である。巡回監視においては、その自主警備業務受託者と密に連絡、連携して本事業に係る現場でのトラブルに対し迅速に対応すること。

h 実施期間終了後に全ての資器材を撤去すること。

(ウ) 使用器材の点検及び保管

- a 今回使用する器材は、全て発注者の所有物となることを基本とする。
- b 受託者は、設置作業完了後に設計、作業等に起因する故障、補修の必要が生じた場合は、速やかに対応し、無償で取替、修理しなければならない。
- c 使用器材の保管にあたっては、発注者の指定する場所に、翌年度以降の使用が容易になる方法で適正に保管すること。
- d 保管においては、保管場所への返却時、全数点灯確認分をリスト化したうえで、プラボックスケースに購入年度、品番、色を記入し、静電防止保管としなければならない。なお、静電防止袋やプラボックスケース等の購入は受託者負担とする。

(エ) 既設構造物の保全

受託者は、既設構造物を汚染し、または損傷を与えたときは、受託者の責任で復旧しなければならない。

(オ) 安全管理

受託者は、現場作業の安全管理にあたっては、以下の事項を遵守すること。

- a 受託者は、作業にあたり、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全確保に努めなければならない。万一作業中に事故が発生した場合には、直ちに発注者に報告すること。
- b 作業中は、所要の人員を配置し、現場内の整理、整頓及び保安に努めなければならない。
- c 重要な工作物に近接して作業を行う場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法等について、発注者と協議しなければならない。
- d 仮設及び特に重量物を扱う足場は、堅固な構造としなければならない。
- e 受託者は、豪雨、台風、強風及びその他天災に際しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を整えなければならない。
- f 作業場所の秩序を保つとともに、火災及び盗難等の事故防止に必要な措置を講

じなければならない。

- g 作業における禁止事項については、本市の条例及び規則、関連する法令に基づくものとする。

9. 計画条件

詳細計画にあたっては、イルミネーション、ライトアップ器材の保守性、安全性及び将来性、環境へ配慮した適切なエネルギー使用及び昼間景観へ配慮したものとする。

また、信号機や道路標識の効用を妨げないとともに、大手前通りを通行する車両等の運転手の視線誘導を妨げないものであること。

なお、関係機関との協議については、合意に至るまでの経過記録を作成するものとする。

(1) 樹木に設置するイルミネーション等の設置物の取付位置

配線（架線）：地表上の高さは歩道 3.0m 以上、それ以外は 5.0m 以上を基本とするが、大型の緊急車両の乗入が想定される消防活動空地のある歩道（主に姫路駅前から白銀交差点区間）の配線は、地表上の高さ 5.0m 以上とすること。

(2) 電源関連施設、照明施設及びその他工作物の設置及び復旧

各関連法令を遵守すること。また、設置にあたっては、特に昼間の景観に配慮するよう努めること。

(3) 電源共有

ア 電源は、大手前通りの歩道に設置されている分電盤（200V・100V）及び道路照明灯に付属するコンセント、ウッドデッキに埋設されているコンセント及び大手前公園及び家老屋敷跡公園内にある既存設備から確保することを基本とする。

イ 提案内容により、電気容量が不足する場合は、電力引込に伴う協議、申請及び引込工事を行うこと。その経費は、委託料に含むものとする。

ウ 大手前通りにある電源を使用する分の電気代は、発注者負担とする。

エ 大手前公園及び家老屋敷跡公園にあるコンセント等既存設備を使用する場合の電気代は、受託者負担とし、電気使用に関する一切の申請、手続きは事前に受託者が行うものとする。

10. 現場条件

(1) 枝の切断や樹木への番線、針金等での括り付けは禁止する。

(2) クスノキ等常緑樹の LED は、外面全体に取り付けること。

(3) イチョウの LED は、幹や枝に巻き付けるように設置すること。

(4) 工作物を設置することで、樹木の枝先が道路上に垂れ下がるなど樹木へ負担をかけること。（樹木へ過度の負担がかかる工作物の取付は行わないこと。）

- (5) 設置、撤去時の安全対策資料の作成にあたっては、歩行者の通行の妨げにならないように配慮すること。
- (6) イルミネーション、ライトアップに必要な電源線を歩道上に設置する場合は、架空配線や構造物に添架するなどの方法とし、埋設配管はできないものとする。やむを得ず転がし配線をする場合は、養生すること。
- (7) 地面にスパイクや置き基礎等で固定したスポットライトの周りには、プランター等を設置し、なるべく器具や配線などを目立たせないようにすること。
- (8) モニュメントライトアップは、点灯時に不快なグレアがないよう、フードルーバー付の器具を使用すること。
- (9) 大手前通り、大手前公園及び家老屋敷跡公園における現地取付、撤去作業時間帯は以下を基本とする。
 - ア 高所作業車等（一般車両に影響のある車両）を用いた作業
 - (ア) JR 姫路駅から十二所前線まで
23：00～6：00
 - (イ) 十二所前線から姫路城交差点まで及び大手前公園、家老屋敷跡公園
22：00～6：00
 - イ 脚立等を用いた軽作業
事業対象範囲
9：00～17：00なお、詳細については、警察との道路使用許可協議、許可条件に基づき決定する。
- (10) LED 等の取付数量は、樹木の大きさや形状を考慮すること。
- (11) その他発注者よりデザイン上の制約等について、指示があった場合は、これを遵守すること。また、業務の進行状況により業務内容の修正、変更等があった場合は、発注者と綿密に協議を行い、業務の遂行に尽力すること。
- (12) 電気引込工事を行う場合は、受託者自らが事前に関西電力送配電(株)HPにあるインターネット申込を行うこと。

11. 移送

LED ストリングス等資器材の移送は内容物に損傷を与えないよう慎重に行うこと。保管場所（大手前通りから約 2.5 km 圏内の市所有施設）からの搬出、搬入の際に構造物等に損傷を与えた場合は、全て受託者の責任において修復しなければならない。なお、実施期間終了後の保管場所は発注者の指示により変更する場合がある。

12. 関係機関協議

本業務は、以下の関係機関との協議、調整及び申請等が必要であるため、これら関係機関への協議資料及び申請手続き資料を作成すること。また、必要に応じて、これら関係機関との調整を実施すること。なお、これらに伴う費用は、受託者が負担するものとする。

(1) 姫路市道路管理課、姫路駅周辺・阿保地区整備課（道路管理者）、姫路城総合管理室

ア 道路区域、管理区域内で作業を行う場合や資器材を設置する場合における道路占用協議、申請に関すること。

イ 樹木、歩道上にイルミネーション、ライトアップ等を設置する場合における樹木等への施工方法等の協議に関すること。

(2) 兵庫県姫路警察署

ア イルミネーション、ライトアップ等の設置位置、色及び光量等による通行車両等への影響、設置箇所や施工計画等の協議に関すること。

イ 実証実験や設置撤去作業に必要な交通規制の協議に関すること。

ウ 実証実験や設置撤去作業に伴う道路使用許可申請に関すること。

(3) 大手前通り、大手前公園及び家老屋敷跡公園での近接工事施工業者

イルミネーション、ライトアップ等の設置撤去作業にあたり、近接箇所で工事施工を予定している業者（近接工事施工業者）と交通規制区間が重複、近接しないよう、工事工程等に関する調整を行うこと。なお、近接工事施工業者の有無や工事予定については、兵庫県姫路警察署に確認すること。

(4) その他関係官公庁等への手続き

業務実施にあたり、受託者の責任と費用負担において、法令、条例等の定めに基づき行うべき関係官公庁及びその他関係機関への届け出等を行うこと。

13. 発注者が実施するイベント等への協力

発注者が実施するイベント等については、発注者の指示に従いイルミネーションの点灯、消灯などの演出も含め協力すること。なお、イベントの詳細は、関係部局、民間事業者と調整、協議の上決定する。

14. 損害のために生じた経費の負担

(1) 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

(2) 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示等発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、発注者の指示等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

- (3) 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受託者とが協力して、その処理解決に当たるものとする。

15. その他留意事項

- (1) 受託者は、要求水準書等に従って作業するものであるが、これらに明示されていない事項でも、作業上、技術上当然と認められる箇所は、受託者の責任において実施すること。
- (2) 大手前通り、大手前公園及び家老屋敷跡公園での基礎工事、くい打ち等を要するもの及び火気の使用は禁止する。

第2章 一般事項

1. 適用範囲

この要求水準書は、「令和7年度大手前通りイルミネーション事業実施業務委託」に適用する。

本業務の受託者は、この要求水準書に定めのない事項のうち、業務の遂行にあたり必要と思われるものについては、発注者へ提案し、発注者と受託者が協議の上、これを決定し、行うものとする。

2. 業務項目

業務に係る項目はこの要求水準書及び契約約款によるものとする。

3. 業務管理

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届を発注者に提出するものとする。
- (2) 受託者は、契約期間中に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、それを工程表として、前号の委託業務着手届の提出に合わせて発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 受託者は、発注者と必要に応じ、適宜進捗状況を報告し、打ち合わせを行うものとする。
- (5) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、また、その内容を遅滞なく発注者に報告するものとする。

4. 資料の貸与

本業務に必要となる資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、発注者が現在所有しているものについては、発注者から受託者に貸与するものとする。この場合においては、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、発注者に提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかに発注者へ返却するものとする。

5. その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密を他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）の規定を適用する。
- (3) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。